

(保安基準の原則)

1. 保安基準は、道路運送車両の【構造】及び【装置】が運行に十分堪え、操縦その他の使用のための作業に【安全】であるとともに、通行人その他に危害を与えないことを確保するものでなければならない。かつ、これにより製作者又は【使用者】に対し、自動車の製作又は【使用】について不当な制限を課することとなるものであってはならない。

(不適切な補修等)

2. 普通貨物自動車（緊急自動車を除く）に、緊急自動車の警光灯に形状が類似した赤色灯火が備えられていたが、当該灯火に係る電球及び全ての配線が取外されており、かつ、当該灯火器本体はカバーで覆われた状態となっていたので、保安基準に【適合しない】と判断した。
3. 灯火器の破損箇所が、透明な梱包用の粘着テープで補修されていたので、保安基準に【適合しない】と判断した。

(長さ、幅及び高さ)

4. 自動車は、長さ（セミトレーラにあっては、連結装置中心から当該セミトレーラの後端までの水平距離）【12】m（セミトレーラのうち告示で定めるものにあつては、【13】m）、幅【2.5】m、高さ【3.8】mを超えてはならない。

(最低地上高)

5. 軸距2.4mの小型乗用自動車（乗車定員5人）を最低地上高が低くなるような改造が行われていたため、最低地上高を測定したところ、軸距間に位置する排気管の下端部分が最も低く、地上高8.9cmであった。当該自動車にアンダーカバー等は装着されていないことから、当該自動車の最低地上高の基準は9cmが適用されるので、測定値の1cm未滿を【切り捨て】し、保安基準に【不適合】と判断した。
6. 自動車の地上高（全面）は、【9】cm以上であること。

(車両総重量)

7. 自動車の車両総重量は、次の表の左欄に掲げる自動車の種別に応じ、同表の右欄に掲げる重量を超えてはならない。

自動車の種別	車両総重量（t）	
	最遠軸距（m）	
(1) セミトレーラ以外の自動車	5.5未滿	【20】
	5.5以上7未滿	22（長さが9m未滿の自動車にあつては、20）
	7以上	【25】（長さが9m未滿の自動車にあつては20、長さが9m以上11m未滿の自動車にあつては22）
(2) セミトレーラ （(3)に掲げるものを除く）	5未滿	【20】
	5以上7未滿	【22】
	7以上8未滿	24
	8以上9.5未滿	26
	9.5以上	【28】
(3) セミトレーラのうち告示で定めるもの	—	【36】

### (軸重)

8. 自動車の軸重は、【10】t (牽引自動車のうち告示で定めるものによっては【11.5】t) を超えてはならない。

### (安定性)

9. 自動車は、空車状態及び積車状態におけるかじ取車輪の接地部にかかる荷重の総和が、それぞれ車両重量及び車両総重量の【20】% (三輪自動車にあっては【18】%) 以上であること。

### (最小回転半径)

10. 自動車の最小回転半径は、最外側のわだちについて【12】m以下でなければならない。

### (速度抑制装置)

11. 速度抑制装置は、自動車が【90】km/hを超えて走行しないよう燃料の供給を調整し、かつ、自動車の速度の制御を円滑に行うことができるものとして、速度制御性能等に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。

### (軽合金製ディスクホイール)

12. 軽合金製ディスクホイールであって、専ら乗用の用に供する自動車 (乗車定員11人以上の自動車、二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く)、二輪自動車、側車付二輪自動車又は車両総重量【3.5】t以下であり、かつ、最大積載量が【500】kg以下の普通自動車、小型自動車及び軽自動車 (専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車、二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く) である場合、細目告示別添2「軽合金製ディスクホイールの技術基準」に基づく【JWL】マークが鑄出し又は刻印されており、かつ、【損傷】のないものは「堅ろう」であるものとする。

### (空気入ゴムタイヤ)

13. 普通乗用自動車の空気入ゴムタイヤの滑り止めの溝の深さは、当該溝のいずれの部分においても【1.6】mm以上、二輪自動車及び側車付二輪自動車に備えるものによっては、【0.8】mm以上であること。

### (かじ取装置)

14. 四輪以上の自動車のかじ取装置は、かじ取車輪の横滑り量に関し、テスタ等その他適切な方法により審査したときに、かじ取車輪をサイドスリップ・テスタを用いて計測した場合の横滑り量が、走行1mについて【5】mmを超えてはならない。

### (車枠及び車体)

15. 自動車が直進姿勢をとった場合において、車軸中心を含む鉛直面と車軸中心を通りそれぞれ前方【30】°及び後方【50】°に交わる2平面によりはさまれる走行装置の回転部分 (タイヤ、ホイール・ステップ、ホイール・キャップ等) が当該部分の直上の車体 (フェンダ等) より車両の外側方向に突出していないこと。

### (リヤ・オーバーハング)

16. 自動車 (ポール・トレーラを除く) の最後部の車軸中心から車体の後面までの水平距離は、最遠軸距の【2】分の1 (物品を車体の後方へ突出して積載するおそれのない構造の自動車にあっては【3】分の2、その他の自動車のうち【小型】自動車にあっては20分の【11】) 以下でなければならない。

### (車体表示)

17. 自動車の車体の後面には、【**最大積載量**】(タンク自動車にあっては、【**最大積載量**】、【**最大積載容積**】及び積載物品名)を表示しなければならない。

### (巻込防止装置)

18. 貨物の運送の用に供する車両総重量が8t以上の普通自動車に備える巻込防止装置は、空車状態において、その下縁の高さが地上【**450**】mm以下、その上縁の高さが地上【**650**】mm以上となるように取付けられていること。

### (突入防止装置)

19. 平成25年に製作された車両総重量4tの普通貨物自動車に備える突入防止装置は、空車状態においてその下縁の全ての位置の高さが地上【**550**】mm以下となるように取付けられていること。

20. 平成13年に製作された車両総重量7t未満の普通貨物自動車(けん引自動車を除く)の後面に備える突入防止装置の長さは、これを備える自動車の幅の【**60**】%以上であり、かつ、空車状態において突入防止装置の下縁の高さが地上【**700**】mm以下、平面部と地上1,500mm以下にある当該自動車の他の部分の後端との水平距離が【**600**】mm以下となるように取付けなければならない。

### (座席ベルト非装着時警報装置)

21. 乗車定員【**10**】人未満の乗用自動車及び車両総重量が【**3.5**】t以下の貨物自動車は、運転者席及び【**その他**】の座席の座席ベルトが装着されていない場合に、その旨を運転者席の運転者に警報する座席ベルトの非装着時警報装置を備えなければならない。

### (非常口)

22. 幼児専用車及び乗車定員【**30**】人以上の自動車(【**緊急**】自動車を除く)には、非常時に容易に脱出できる非常口を設けなければならない。

### (物品積載装置)

23. 平成29年3月に製作された、専ら砂利、土砂の運搬に用いる普通貨物自動車の荷台(荷台が傾斜するものに限る)は、当該自動車の【**最大積載量**】を当該荷台の容積(0.1m<sup>3</sup>未満は切り捨てるものとする)で除した数値が【**1.5**】t/m<sup>3</sup>以上でなければならない。

### (窓ガラス)

24. 自動車の前面ガラスは、透明で、運転者の視野を妨げるようなひずみがなく、かつ、運転者が交通状況を確認するために必要な視野の範囲に係る部分にあっては可視光線透過率が【**70**】%以上のものであること。なお、「運転者が交通状況を確認するために必要な視野の範囲」とは、前面ガラスの上縁であって、車両中心線と平行な鉛直面上のガラス開口部の実長の【**20**】%以内の範囲以外の範囲とする。

### (窓ガラス貼付物等)

25. 自動車、自動車の装置等の盗難を防止するための装置が備えられていることを表示する標識又は自動車の盗難を防止するために窓ガラスに刻印する文字及び記号であって、側面ガラスのうち、標識の上縁の高さ又は刻印する文字及び記号の上縁の高さがその附近のガラス開口部の下縁から【**100**】mm以下、かつ標識の前縁又は刻印する文字及び記号の前縁がその附近のガラス開口部の後縁から【**125**】mm以内となるように貼付又は刻印されたものは、窓ガラス貼付物等の基準に適合する。

### (近接排気騒音の規制値)

26. 平成22年11月に製作された、乗車定員5名の普通乗用自動車（排気管を有しない自動車及び排気管を有する自動車であって停止状態において原動機が作動することがないものを除く）で車両の後部に原動機を有するもの以外のものの近接排気騒音値は【96】dBを超えないものであること。
27. 平成24年に製作された小型二輪自動車は、近接排気騒音値が【94】dBを超える騒音を発しない構造であること。

### (近接排気騒音の測定方法)

28. 自動車（被けん引自動車を除く）の近接排気騒音の測定方法（絶対値規制適用時）は、原動機を最高出力時の回転数の【75】%（二輪自動車及び側車付二輪自動車のうち原動機の最高出力時の回転数が毎分5000回転を超えるものにあつては【50】%）の回転数±【3】%の回転数に数秒間保持した後、急速に減速し、アイドルリングが安定するまでの間の自動車騒音の大きさの【最大値】を測定することにより行う。なお、原動機の回転数は、回転計（車載の回転計を除く）により測定する。

### (CO・HC規制)

29. ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする自動車は、アイドルリング検査時における排出ガスの測定値が、次表の左欄に掲げる自動車の種別に応じ、それぞれ同表の一酸化炭素及び炭化水素の欄に掲げる値を超えないものであること。

自動車の種別	一酸化炭素	炭化水素
ア. 2サイクルの原動機を備える自動車 (二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く)	4.5%	7,800ppm
イ. 二輪自動車及び側車付二輪自動車	0.5%	【1,000】ppm
ウ. 4サイクルの原動機を備える軽自動車	【2.0】%	【500】ppm
エ. 定格出力が19kW以上560kW未満である原動機を備えた大型特殊自動車	1.0%	500ppm
オ. アからエまでに掲げる自動車以外の自動車	【1.0】%	【300】ppm

### (光吸収係数の測定方法)

30. 平成21年排出ガス規制が適用される軽油を燃料とする普通乗用自動車（排出ガス識別記号：LDA）の排出ガスの検査は、【オパシメータ】を用いて「無負荷急加速時に排出される排出ガスの光吸収係数の測定方法」に定められた方法で行う。光吸収係数は【0.50】 $m^{-1}$ を超えないものであること。
31. 平成22年排出ガス規制に適合する排出ガス識別記号「SCF-」の軽油を燃料とする自動車の無負荷急加速時に排出される排気ガスの光吸収係数の測定について、オパシメータにより測定を行ったとき、1回目と2回目の測定値は閾値【0.40】 $m^{-1}$ を超えていても、3回の測定値を平均した値が規制値【0.50】 $m^{-1}$ を超えていない場合は、当該自動車の光吸収係数規制は適合とする。

### (走行用前照灯)

32. 走行用前照灯の灯光の色は、【白色】であること。ただし、平成17年12月31日以前に製作された自動車については、走行用前照灯の灯光の色は【白色】又は【淡黄】色であり、その全てが同一であること。
33. 二輪の小型自動車については、製作年月日にかかわらず、【走行用】前照灯で検査を実施する。

### (すれ違い用前照灯)

34. カットオフラインを有するすれ違い用前照灯であって、当該照明部の中心の高さが1m以下のものを自動計測式前照灯試験機を除く前照灯試験機(すれ違い用)を用いて測定した場合の測定値の判定については次によるものとする。
- (1) エルボー点の位置は前方10mの位置において、「すれ違い用前照灯の照明部の中心を含む水平面」より下方【20】mm及び下方【150】mmの直線と「すれ違い用前照灯の照明部の中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直面」より左右にそれぞれ【270】mmの直線に囲まれた範囲内にあること。
- (2) すれ違い用前照灯の光度は、前方10mの位置において、「すれ違い用前照灯の照明部の中心を含む水平面」より下方【110】mmの直線と「すれ違い用前照灯の照明部の中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直面」より左方【230】mmの直線が交わる位置において、1灯につき【6,400】cd以上であること。
35. 二輪自動車に備える走行用前照灯及びすれ違い用前照灯は、原動機が作動している場合に常に【いずれか】が点灯している構造であること。ただし、平成10年3月31日以前に製作された二輪自動車については、この規定は適用されない。

### (前部雾灯)

36. 前部雾灯は、【白】色又は【淡黄】色であり、その全てが同一であること。

### (尾灯)

37. 二輪自動車及び側車付二輪自動車以外の自動車に備える尾灯は、その照明部の上縁の高さが地上【2,100】mm以下、下縁の高さが地上【350】mm以上となるように取付けられていること。
38. 後面の両側に備える尾灯にあつては、最外側にあるものの照明部の最外縁は、自動車の最外側から【400】mm以内となるように取付けられていること。

### (大型後部反射器)

39. 【被牽引自動車】以外の自動車に備える大型後部反射器は、黄色の反射部及び赤色の反射部又は蛍光部からなる水平面と $45 \pm 5^\circ$ の角度をなす縞模様であり、かつ、黄色の反射部及び赤色の反射部又は蛍光部の幅が $100 \pm 2.5\text{mm}$ であること。

### (補助制動灯)

40. 専ら乗用の用に供する自動車であつて乗車定員【10】人未満のもの及び貨物の運送の用に供する自動車(【バン】型に限る)であつて車両総重量【3.5】t以下のものの後面には補助制動灯を備えなければならない。

### (方向指示器)

41. 方向指示器は、毎分【60】回以上【120】回以下の【一定】の周期で点滅するものであること。
42. 方向指示器は、方向の指示を表示する方向100mの位置から昼間において点灯を確認できるものであり、かつ、その照射光線は、他の交通を妨げないものであること。この場合において、方向の指示を前方又は後方に対して表示するための方向指示器は、次の表に掲げる性能を有するものであること。

自動車の種類	要件	
	光源のW数	照明部の面積
長さ6m以上の自動車	15W以上60W以下	【40】cm <sup>2</sup> 以上
二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車	10W以上60W以下	【7】cm <sup>2</sup> 以上
その他	15W以上60W以下	【20】cm <sup>2</sup> 以上

### (非常点滅表示灯)

43. 非常点滅表示灯は、盗難、車内における事故その他の緊急事態が発生していることを表示するための灯火として作動する場合を除き、毎分【60】回以上【120】回以下の一定の周期で点滅するものでなければならない。

### (その他の灯火等の制限)

44. 自動車には、反射光の色が【赤】色である反射器であって前方に表示するもの又は反射光の色が【白】色である反射器であって後方に表示するものを備えてはならない。

### (警告器)

45. 自動車の警告器の音の大きさ（2以上の警告器が連動して音を発する場合はその和）は、自動車の前方【7】mの位置において【112】dB以下【87】dB以上であること。

### (直前及び側方の視界)

46. 乗車定員7人、車両総重量2.5tの右ハンドルの普通乗用自動車の直前及び側方の視界の基準について、運転者が運転者席において高さ【1】m直径【30】cmの円柱であって、当該自動車の前面から【0.3】m前方にある鉛直面及び当該自動車の左側面から【0.3】mの距離にある鉛直面と当該自動車との間にあり、かつ当該自動車に接している障害物を確認できる鏡その他の装置を備えなければならない。

### (速度計)

47. 平成19年に製作された最高速度180km/hの普通乗用自動車は、当該自動車の速度計が40km/hを指示した時の運転者の合図によって速度計試験機を用いて計測した速度が、【31.0】km/h以上【42.5】km/h以下の範囲にあること。

### (消火器)

48. 乗車定員【11】人以上の自動車及び幼児専用車には、消火器を備えなければならない。